

ワークルールを学ぼう

2019/06/27 立命館大学
弁護士 清水亮宏（大阪弁護士会）

はじめに

1. 自己紹介

2. 弁護士の仕事について

3. 本日本話内容

- (1) 過労死とブラック企業
- (2) どのように自分の身を守るか
- (3) ワークルール（働くときのルール）について

過労死とブラック企業

◆ “過労死” について知る

働き過ぎや仕事のストレスによって脳・心臓疾患（脳・心臓の病気）や精神障害（心の病気）になり命を落とすことがあります。これを“過労死”といいます。特に20代については「勤務問題」を理由とする自殺の割合が高くなっています。

◆ よくある誤解

○辞めればいいのか？

まじめで責任感のある人ほど、なかなか辞められない現実があります。また、会社に退職を申し出ているのに、なかなか辞めさせてもらえないという相談も多いです。

○名前を知っている大企業に入社すれば大丈夫！？

誰でも名前を知っている大企業でも過労死が起こっています。“大企業なら安心”とはまだまだ言えません。

○過酷な働き方をさせているのは経営が悪化しているからでしょ！？

そうとも限りません。労働者を長時間働かせて、逆に利益を得ている会社もあります。急成長中の会社で過労死が起こることも珍しくありません。

◆漫画で学ぶ“ブラック企業”（画像【ブラックジャックによろしく 佐藤秀峰】）



◆“命こそ宝”

「仕事のための命ではなく、命のための仕事」「命こそ宝」。過労死で父親を亡くした学生の言葉です。この事件に限らず、若者が命を落とすケースが後を絶ちません。若者を使いつぶす「ブラック企業」から身を守るためにどうすればよいか、社会に出る前に学ぶ必要があります。

【ケース1】働く条件はどのように決まる??

コンビニで働くAさんのケース

Aさん「すみません、風邪をひいてしまい…、今日のバイト入れません」

店長「仕方ないな…。罰金5000円を次の給料から引いておくね。」

Aさん「えっ!? 罰金ですか…?」

店長「そうだよ。契約書にもちゃんと書いてあるでしょ!？」

Aさん「は、はあ…」



家に帰ったAさん、契約書を見てみると…

契約書	
雇用期間	〇〇
就業の場所	〇〇
仕事内容	〇〇
就業の時間	〇〇~〇〇
…	…
給与額	〇〇円
その他	欠勤の場合の罰金 当日に連絡 5000円 前日に連絡 3000円 2日以上前に連絡 なし
年 月 日	
会 社	〇〇コンビニ
労働者	A

Aさん「ほんとだ、確かに書いてある…。それにサインしちゃってるし…。」

1. Question

- ◆ Aさんは、実際に罰金5000円を給料から引かれてしまいました。
これって問題あり！？問題なし！？

2. ケース1のポイント

- (1) 働く条件は契約で決める。契約の内容は【① 】で決めるのが基本。

- (2) 契約書などの書類にサインする前にしっかり内容を確認する。

- (3) 契約で決めたことでも【② 】はダメ！

- (4) 契約の内容は【③ 】で確認する（トラブルを防ぐ!）。

3. 考えてみよう

- 会社は絶対に法律を守ってくれるのでしょうか？
法律に違反していたらすぐに誰かが助けてくれるのでしょうか？
→トラブルがあった時にどのような行動をとるべきかを考えてみましょう！

【ケース2】給料払って!!どのように行動する??

スーパーの店員として働くAさん。勤務開始時間はスーパーが開店する9時とされて
いました。しかし、スーパーが開店するまでの間に、制服への着替え、店内の掃除、商品
の品出しを行うように指示されていたため、開店の30分前の8時30分頃には店に到
着していました。

店長も、この様子を見てみぬふりをしていましたが、8時30分から9時までの30分
間の給料は支払われていません。



1. Question

(1) 8時30分から9時までの給料は支払われなければならない??

- (ア) 支払われなければならない
- (イ) 支払われなくてもよい
- (ウ) 法律的には支払われなければならないが契約で勤務開始時刻が9時とされている
場合には支払われなくてもよい
- (エ) その他 ()

(2) (1)で給料が支払われなければならないとした場合、支払われなければならないの
はいくら? (※時給を1000円とします。)

- 1日分 【④ 円】
- 1週間分 【⑤ 円】 (1週間で4日働く場合)
- 1年分 【⑥ 円】 (1年は約52週間)
- 従業員が5人いたら全員でいくら??

(3) この30分間の給料を払ってもらいたい場合、店長にどのように言いますか??

(4) 1人で店長と話をする以外に何か良い方法はないでしょうか??

2. ケース2のポイント

- (1) 1人では言いにくいことでも【⑦】であれば言いやすい
- (2) 【⑧】という団体がある
会社と【⑨】をして法律違反や労働条件を改善するための団体
【⑩】で会社と話し合いをする権利が認められている
※基本的に無料で相談を聞いてくれます。
- (3) 法律を守らない会社を取り締まる【⑪】という機関がある
※相談無料です。
- (4) 働く時のトラブルは法律の専門家である弁護士に相談することも有効
※できれば労働者側の労働事件に強い弁護士に！（初回相談無料の弁護士もいます。）

3. 考えてみよう